

貴社は、常用雇用労働者総数が100.5人以上の月が年間に5ヶ月以上ありますか？

令和5年4月～令和6年3月までに各月の常用雇用労働者数が
100人を超える100.5人以上の月が5ヶ月以上ある場合

常用雇用労働者	令和5年									令和6年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 短時間以外	100	100	95	95	95	95	100	100	100	98	98	98
② 短時間	4	4	4	4	4	4	1	1	1	2	2	2
① + ② × 0.5	102	102	97	97	97	97	100.5	100.5	100.5	99	99	99

YES

申告義務あり

「障害者雇用納付金申告書」
を作成・提出ください

「障害者雇用納付金申告書」の作成について

NO

申告義務なし

「常用雇用労働者総数報告書」
を作成・提出ください

※当機構の行う「常用雇用労働者総数等の確認」
調査の対象となる場合があります。

- ◆ 「令和6年度記入説明書」は当機構のHP (<https://www.jeed.go.jp/>) からダウンロード
できます。
※令和6年度の記入説明書(冊子)は黄色の表紙です(送付済)。
- ◆ 「申告申請書」は「障害者雇用納付金 電子申告申請システム」を利用して容易に作成できます。
 - 当機構のHP (<https://www.jeed.go.jp/>) から「[障害者雇用納付金 電子申告申請システム](#)」
[にアクセス](#)してください。
※入力方法は記入説明書のP.100以降に記載されています。
 - 作成が完了したら「[申告申請書データ](#)」を送信。または、[PDF【機構提出用】申告申請書\(Q
Rコード\)](#)を窓口(下記住所)へ郵送してください。
※申告申請データの作成・送信方法、PDFの作成方法は記入説明書の後半P.109～127に
記載されています。
 - [作成した申告申請データは翌年度以降も更新して利用できます。](#)

◆ ご不明な点などのお問い合わせ先

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構

愛知支部 高齢・障害者業務課 納付金担当

電話：052-218-3385 (平日8:45～17:00)

〒460-0003 名古屋市中区錦1-10-1 MIテラス名古屋伏見4階